別表八（一）　記載要領

1　この表は、法人が法第23条（受取配当等の益金不算入）（租税特別措置法第67条の６第１項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合又は通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）において令第19条第２項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する事業年度において同項の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

2　「受取配当等の益金不算入額 (1)＋((2)－(20の計))＋(3)×50％＋(4)×(20％又は40％) (5)」の欄は、租税特別措置法第67条の７（保険会社の受取配当等の益金不算入の特例）の規定の適用を受ける場合にあつては「20％又は」を消し、その他の場合にあつては「又は40％」を消すこと。

3　「同上のうち益金の額に算入される金額　(15)」、「同上のうち益金の額に算入される金額　(25)」及び「同上のうち益金の額に算入される金額　(32)」の各欄は、法第23条第２項（租税特別措置法第67条の６第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は法第23条第３項の規定により計算した金額を記載すること。この場合において、同条第２項の規定により計算した金額については、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

4　租税特別措置法第67条の６第１項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合の当該特定株式投資信託については、「本店の所在地　(28)」の欄には「特定株式投信」と記載し、「基準日等　(29)」及び「保有割合　(30)」の各欄は記載を要しない。

5　「保有割合　(30)」の欄は、法第23条第６項に規定する他の内国法人から受ける同条第１項に規定する配当等の額に係る令第22条の３第１項（非支配目的株式等の範囲）に規定する基準日等において有する当該他の内国法人の株式又は出資のうちに同条第２項に規定する短期保有株式等がある場合には、当該短期保有株式等を有していないものとして記載すること。

6　「令第19条第２項の規定による支払利子控除額の計算　(34)」の欄が「不適用」である場合には、「(35)」から「(38)」までの各欄は、記載しないこと。

別表六㈠付表一を削る。

別表六㈠付表一の表中「適用関連法人配当等の額の合計額（別表八(一)付表一「16の計」）」を「適用関連法人配当等の額の合計額（別表八(一)「16の計」）」に、「支払利子等の額の合計額（別表八(一)付表一「５」）」を「支払利子等の額の合計額（別表八(一)「38」）」に改め、同表の記載要領第四号㈠中「別表八(一)付表二「10」」を「別表八(一)付表「10」」に、「別表八(一)付表二「19」」を「別表八(一)付表「19」」に改め、同表を別表六㈠付表とする。

別表六㈡の表中

事業年度又は連結事業年度	を	事業年度	に、
益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 ((9)又は(15)) / (16)に対応する外国源泉税等の額 ((10)又は(10)×(14)/(13))	を	益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (9)又は(15) / (16)に対応する外国源泉税等の額 (10)又は((10)×(14)/(13))	に、
措置法第66条の８第２項若しくは第措置法第68条の92第２項若しくは第金不算入とされる剰余金の配当等の（別表十七(三の七)「23」 / (16)のうち措置法第66条の８第３項若和２年旧措置法第68条の92第３項若により益金不算入とされる損金算入（別表十七(三の七)			